

議案第 5 6 号

専決処分の承認を求めることについて

(三豊市税条例の一部を改正する条例の制定について)

三豊市税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 2 5 年 5 月 2 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

次に掲げる条例を制定することにつき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成 25 年 3 月 31 日

三豊市長 横山 忠始

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例（平成 18 年三豊市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 5 4 条第 5 項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 1 1 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 1 9 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。)」を削る。

第 1 3 1 条第 4 項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 1 1 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。)」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第 3 条 平成 2 5 年 4 月 1 日前に法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が 3 0 万円以上 5 0 万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第 1 0 条の 2 第 6 項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

【議案第56号関係】

三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）
一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現 行
（固定資産税の納税義務者等） 第54条 略 2～4 略 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6・7 略 （特別土地保有税の納税義務者等） 第131条 略 2・3 略 4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって	（固定資産税の納税義務者等） 第54条 略 2～4 略 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。</u>)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6・7 略 （特別土地保有税の納税義務者等） 第131条 略 2・3 略 4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業(<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研</u>

仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5・6 略

究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5・6 略